

令和5年4月1日 函館市パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携を始めます

市では、性の多様性への理解が進み、市民一人ひとりがかけがえない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるよう、令和4年4月から函館市パートナーシップ宣誓制度を開始しました。

これまでは、函館市への転入や他の自治体へ転出する際、宣誓書受領証や受領証カードを返還し、改めて宣誓手続きをする必要がありましたが、連携協定の締結により転出入時の手続きが簡素化されます。

○連携協定締結自治体

- ・北斗市（令和5年4月1日制度導入）
- ・札幌市 ・北見市 ・帯広市

※ 連携自治体によって、手続きが異なる場合があります。

※ 宣誓の手続きや必要書類などの詳細については、市HPをご覧ください。か、担当課へお問合せください。

お問合せ 市民・男女共同参画課 ☎21-3470

✉ danjokyodo@city.hakodate.hokkaido.jp



《市HPQR》



HP 山菜採り中の事故にご注意！

山菜採りでの遭難やヒグマによる人身事故が増えています。「自分だけは大丈夫」と思わず、特に次のことに注意してください。

- 目立つ服装をし、絶対単独では行動しない。
- 行き先、帰宅時間を家族などに知らせておく。
- 水、非常食などを持参する。
- ヒグマの活動が活発な朝夕を避け、注意看板のある付近には、絶対に立ち入らない。
- 音を出して自分の存在を周りに知らせる。
- ゴミは残さず全て持ち帰る。



○子グマを見たらすぐその場を離れる。

～もし遭難してしまったら～

むやみに歩き回らず、岩陰などで風雨を防ぎ救助を待ち、ヘリコプターなどの音が聞こえたら、広い場所でタオルなどを振り合図をする。

お問合せ 農林整備課 ☎21-3344

HP 固定資産税・都市計画税と軽自動車税の納付方法が増えます

令和5年4月から納付書（払込取扱票）に「e L-Q R」と「e L番号」が印字されます。これを利用することで、下記の納付方法を利用できます。

利用できる納付方法

- ①インターネットバンキングからの振込
- ②日付を指定した銀行口座からの振替（ダイレクト納付）
- ③クレジットカード決済 ④スマホ決済アプリ
- ⑤函館市に支店のない金融機関での窓口納付

納付できる市税

- ・固定資産税・都市計画税（土地家屋・償却資産）
- ・軽自動車税（種別割）

利用方法

- ①～③の場合＝地方税お支払いサイトにアクセスし、納付手続きを行います。
- ④の場合＝アプリで直接「e L-Q R」を読み取り決済します。
- ⑤の場合＝「e L-Q R」が印字された納付書をお持ちになり金融機関窓口で納付します。

注意事項等

▷納付書を紛失または、口座振替取りやめ等により後

日発行された納付書は「e L番号」のみの記載となります。「e L番号」のみが記載された納付書は前述の①②③のみ利用が可能です。

なお、令和4年度から開始したコンビニバーコードを読み取るスマホ決済は令和5年度も利用することができます。

▷「地方税お支払いサイト」「スマホ決済アプリ」で納付すると領収書は発行されません。軽自動車税の車検用納税証明書や確定申告など、領収書が必要な場合は、納付書裏面に記載の金融機関等の窓口で納付してください。



地方税お支払いサイト

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp>

▷手続きを行う際は、必ず下記市HPをご確認ください。



お問合せ 税務室納税担当 ☎21-3234

▶ <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/202111900025/>